

IV. 実現方策

1 市民と行政の協働のまちづくりの推進

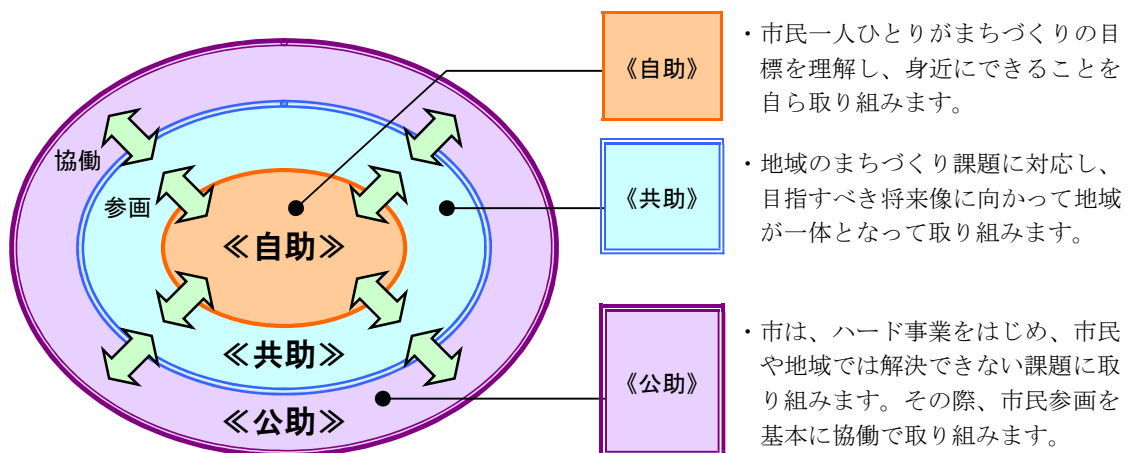
1-1 協働のまちづくりのあり方

(1) 自助・共助・公助の考え方に基づくまちづくり

- ・まちづくりの主役である市民一人ひとりが自らの責任と役割を自覚し相互に協力するとともに、心を大切にした「支え合うまち」となるよう市民と行政は協働を推進し、きめ細やかで人にやさしく、魅力と活力にあふれたまちづくりを目指します。

《補完性の原則》

- ・補完性の原則とは、
 - 【自助】 自らの困難な問題に対しては自分自身が解決にあたり、
 - 【共助】 自助で解決できない問題は近隣や地域コミュニティの方々とともに支えあい、
 - 【公助】 共助で解決できない問題は行政や公的機関のサービスなどを活用し、問題課題の解決を目指すものです。



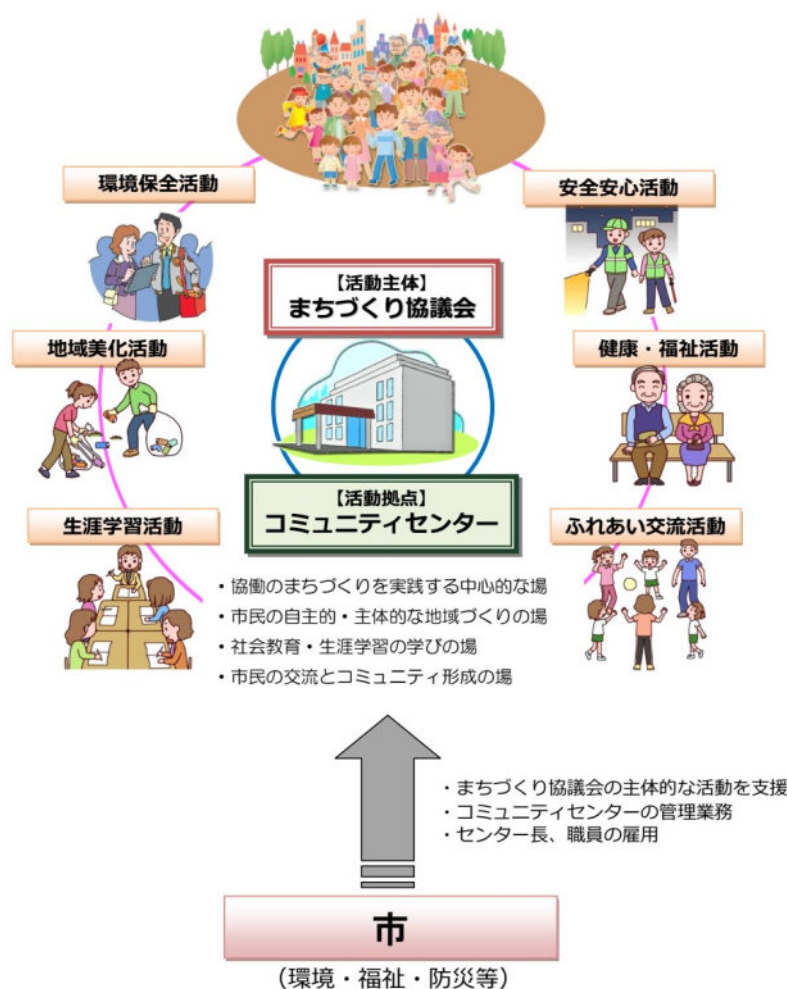
《協働のまちづくりを進める必要性》

- ・地方分権の流れの中で、地域のまちづくりは「一律」「平等」から、その地域の特性を活かした多様なまちづくりへと考え方が移行してきている一方、人々の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、市民のまちづくりに対するニーズはますます多様化しており、行政がこれら全てに応えていくことは困難な状況となっています。
- ・今後の人口減少社会においても、将来にわたって住みたい、住み続けたいと思える坂井市を実現するためには、市民や企業、行政がともに自分たちの役割を自覚し、相互の自主性及び自立性を尊重した上で、協働のまちづくりを進める必要があります。
- ・協働とは、自分たちの住んでいる地域を良くするため、市民、区長会、各種団体、行政が対等な立場でお互いに知恵を出し合い、責任と役割を共有しながら協力して活動し、地域課題に取り組んでいくことであり、自分たちの地域に関わることは、地域を一番よく知る自分たちで判断し「自分たちのまちは自分たちでつくる」という考えのもと、地域の人たちの知識や能力、経験をまちづくりに活かすことが重要となります。

(2) 坂井市における協働のまちづくりの考え方

《協働のまちづくりへの取組みの経緯》

- ・平成 19 年（2007 年）から 20 年（2008 年）にかけて公民館（コミュニティセンター）を単位とした市内全 23 地区において、「まちづくり協議会」が設立され、地域課題の解決に向けた地域住民の自主的・自立的な活動が取り組まれています。
- ・平成 23 年（2011 年）12 月には、市民と行政の特性と役割を理解し、相互を尊重した上で、協働してまちづくりを進めることを基本理念とした「まちづくり基本条例」を制定しました。
- ・平成 27 年（2015 年）からは、社会教育・生涯学習の拠点としていた公民館を、まちづくりの拠点・交流促進の機能を加えた「コミュニティセンター」に移行し、市民との協働のまちづくり拠点として地域コミュニティの活性化と社会教育の推進に取り組んでいます。



【まちづくり協議会の主な事業】

- ・賑わいや交流を創出する事業
- ・安全・安心事業
- ・地域資源を活用し地域の活性化を促進する事業
- ・地域福祉、世代間交流事業
- ・環境及び景観を保全する事業
- ・地域文化を発掘し継承する事業
- ・健康づくり事業
- ・広報誌発行、ホームページ運営

■まちづくり協議会のイメージ

《坂井市における協働のまちづくりの考え方》

- ・地域のまちづくり活動の主体的役割を担う「まちづくり協議会」の活動拠点として「コミュニティセンター」を位置づけ、従来の公民館活動を継承した社会教育の推進に加え、地域づくり・まちづくりの活動を通じた地域の絆の醸成と地域コミュニティの活性化を図ります。



■丸岡城のまちコミュニティセンター



■春江中コミュニティセンター

1-2 市民と行政の協働のまちづくり推進方策

(1) 協働のまちづくりを支える環境整備

1) まちづくりに関する情報の共有

- ・市民と行政は、相互にまちづくりに関する情報を共有し、市民などの関心を高めます。

2) まちづくりへの参画機会の拡充

- ・事業実施段階において関係者の意向の反映に努めることはもちろん、各種の構想・計画の策定段階から一般市民や各種団体の参画を募ります。

3) 協働のまちづくり推進体制の整備・充実

- ・協働のまちづくりの推進役を担う庁内体制として、まちづくり推進課と各支所地域振興課が連携し、まちづくり活動に関する市民からの問い合わせへの対応などを実施しています。
- ・NPO^(※)法人やボランティア団体等と協力して、人材発掘や人材育成を推進するとともに、多様な活躍の機会を創出し、まちづくりの継続的な運営支援に取り組めます。

4) コミュニティセンターの機能拡充

- ・コミュニティセンターは、人と人が交流し、つながりを深める場として、誰もが気軽に集える快適な空間の創出に努めます。
- ・コミュニティセンターで行う講座については、従来の社会教育・生涯学習に加え、地域づくりの視点を導入し、地域の課題を解決する知識、スキルを学び地域づくりにつなぐ運営を実施していきます。

5) 民間のノウハウ・資金等の活用促進

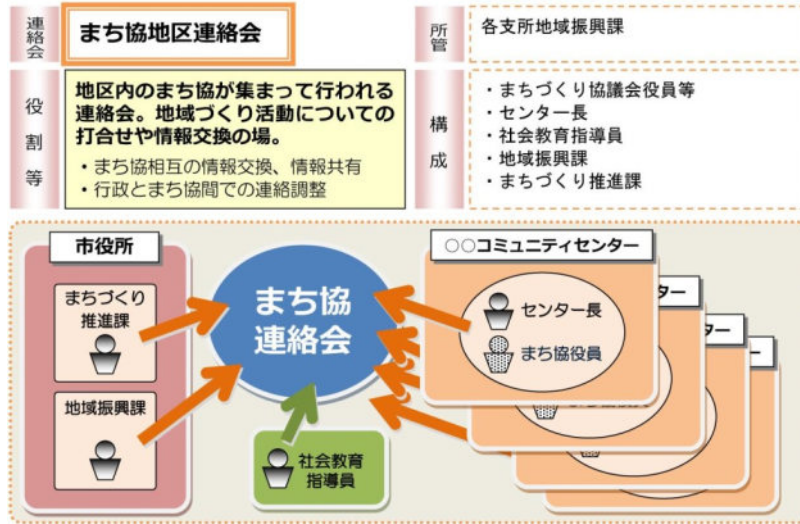
- ・質の高いサービス水準を確保しながら、効率よく公益事業を実施するため、PFI事業や指定管理者制度^(※)の活用など、民間との協働事業を検討していきます。

6) まちづくりリーダーの育成

- ・NPO等と連携してまちづくりの継続的な運営に必要なリーダー研修を実施するなど、市民主役のまちづくりの牽引役となるリーダーの育成に取り組めます。

7) まちづくり協議会の組織強化

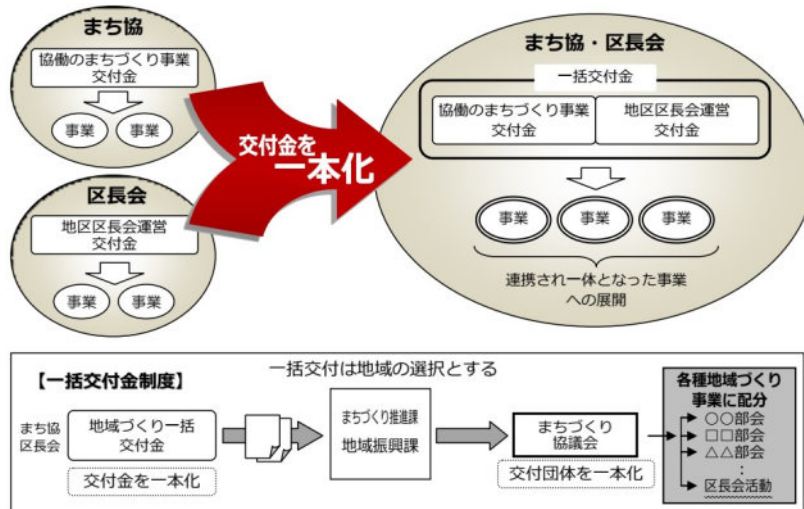
- ・ 区長会と一体または強い連携を構築するとともに、地域内の各種団体を可能な限り構成団体に含むことにより、まちづくり協議会を一定の組織力に高めます。
- ・ まちづくり協議会連絡会の開催により、相互の情報交換及び情報の共有を図ります。



■まちづくり協議会連絡会のイメージ

8) 一括交付金制度の活用

- ・ まちづくり協議会と区長会が連携し、地域の一体となった取り組みを促進するため、市が交付する協働のまちづくり交付金、地区区長会交付金を一括して交付できる制度の活用を図ります。



■一括交付金制度のイメージ

(2) 身近なまちづくりの実践

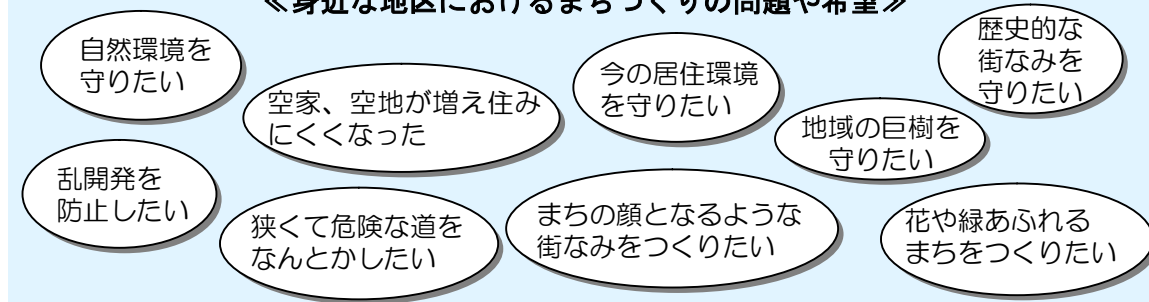
《地域や地区ごとのルールづくり》

- ・“市民と行政の協働のまちづくり”を実現するためには、市民が積極的に身近なまちづくり活動を実践できる環境を整え、周辺にも活動の輪を波及させ、身近なまちづくり活動が市域全体に浸透していくことが不可欠です。
- ・現在、市内各地で「まちづくり協議会」が主体となった特色ある取り組みが進められています。さらに市民と行政の協働のまちづくりを一步進めるためには、地域住民が「まちづくり協議会」で培った経験、ノウハウを活かし、自治会レベルのより身近なエリアで、まちづくりの将来像を描き、実践に取り組むことが重要です。
- ・このため、行政は、まちづくり情報の提供・発信や助言・指導のほか、必要に応じてまちづくり専門家を派遣するなどの支援制度を整え、身近な地区の将来像を考え、地区が一体となって土地利用、建築活動、緑化や景観づくりなどに関するルールづくりに取り組むことができる環境づくりを進めます。

「まちづくり協議会」における計画づくりや実践的なまちづくり

経験・ノウハウを身近なまちづくりに活用

《身近な地区におけるまちづくりの問題や希望》



坂井市の計画

- ・総合計画
- ・都市計画マスタープラン等

適合

身近な地区（自治会レベル）の まちづくり計画（将来像）の策定

身近な地区のまちづくり計画に基づいたまちづくりの実践 （市民主役のまちづくりの実現）

- ・まちづくり計画に基づく、わがまちのルールづくり（地区計画制度や建築協定等の活用）
- ・緑化推進、交流活性化など住民による事業実施

- ・開発事業者等の理解と協力（都市計画マスタープラン及びわがまちのルールの遵守）

2

都市計画によるまちづくりのシナリオ

2-1 都市計画関連施策の取り組み

- ・坂井市における都市計画関連の取り組みは、都市計画区域の指定（あわら市・福井市・永平寺町と広域の嶺北北部都市計画区域を形成）をはじめ、地域地区（用途地域、特別用途地区など）、都市施設（道路、公園、緑地など）、市街地開発事業（土地区画整理事業など）などがあり、これまで各種の規制・誘導や事業を進めてきました。
- ・今後とも、社会経済情勢の変化、それぞれの地域特性や課題に応じた各種の施策の着実な実施を図ります。

●都市計画関連施策の取り組み

種別	都市計画等のツール	施策の取り組み内容・目的（対象地区など）
土地利用 関連	用途地域	・地域の特性を踏まえた用途地域の見直し（計画的な建築活動を適正に誘導）
	特別用途地区 （特別工業地区）	・織物関連工場の保護育成（制限の緩和（丸岡町、春江町）） ・工業・商業施設立地の一部制限による立地環境の保全（坂井町）
	特別用途地区 （特別情報産業地区）	・情報通信関連産業の集積
	用途白地地域の 建築形態規制 （容積率/建ぺい率）	・農村集落地域、既成開発区域など（200/70, 200/60） ・三国町以外の自然環境を有する区域、優良な農地を有する区域（100/60） ・三国町の自然環境を有する区域（80/50） ・自然公園法の適用を受ける区域（50/30）
	特定用途制限地域	・危険物を製造する工場、風俗営業を営む施設、畜舎、特定規模（3,000㎡）を超える集客施設の立地を制限
	臨港地区	・港湾としての機能を円滑に行うため、福井港の後背地に隣接した土地の区域を指定
	市街地開発事業	・土地区画整理事業による計画的な市街地の整備
	立地適正化計画*	・緩やかなコントロール手法により居住や都市機能を一定の区域に誘導する ・合併の経緯や市街地形成の歴史的背景等も踏まえ、4町の中心部への誘導を図る
都市施設 等	都市計画道路	・福井港丸岡インター連絡道路、（一）福井森田丸岡線など、広域な交流や連携を促進する道路の整備を促進 ・福井県都市計画道路見直しガイドラインに基づく見直し（長期未着手路線など） ・土地利用計画との調整による計画的な整備促進
	都市計画公園・緑地	・既決定の九頭竜公園などの整備促進 ・地域との連携による整備済公園の適正な維持管理
	公共下水道	・公共下水道処理区内の下水道整備の完了、下水道接続率の向上

*都市計画マスタープランの高度化版として、今後策定を検討する予定

2-2 まちづくりの重点施策

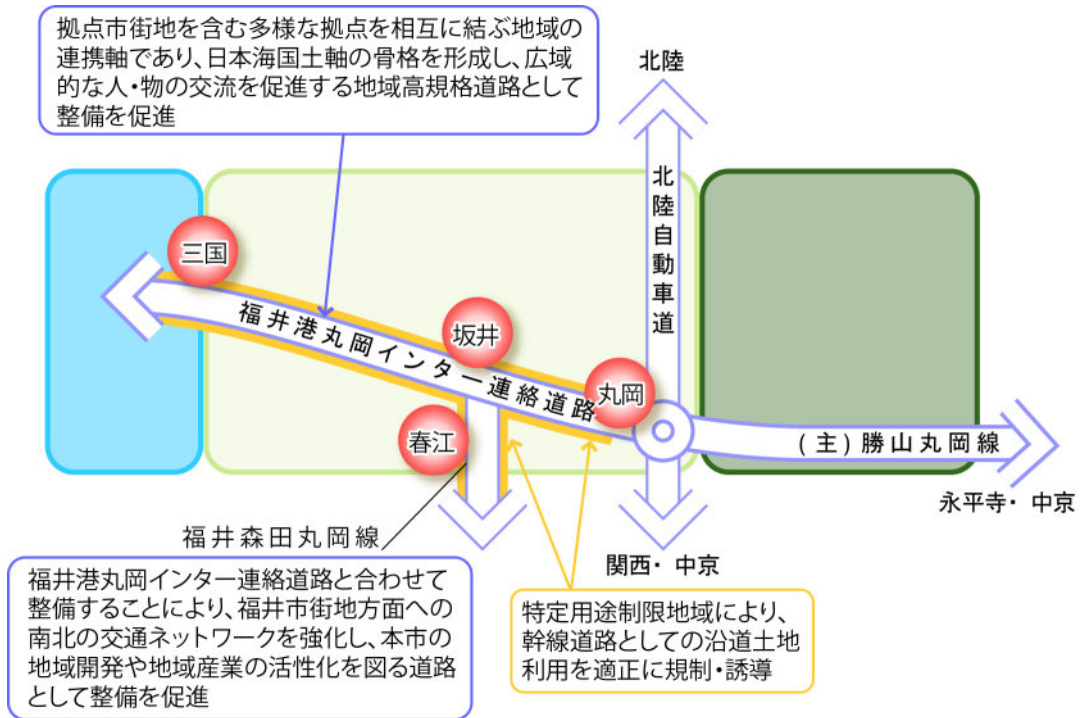
- ・本計画の将来都市像である「希望につながる多核ネットワーク都市」の実現に向けて、都市づくりの方向転換を促進し、重点的・継続的に取り組むべき施策を“まちづくりの重点施策”に位置づけます。
- ・まちづくりの重点施策は、「希望につながる多核ネットワーク都市」があらわす、市街地をはじめとした各種拠点的功能が結ばれたメリハリのある都市構造の実現を図る視点から設定します。

●まちづくりの重点施策

重点施策名	設定根拠
福井港丸岡インター連絡道路、 (一)福井森田丸岡線の整備促進	福井港丸岡インター連絡道路は、市内の各拠点間の連絡強化や、物流交通の集約化を図り、安全で効率的な交通環境を実現するうえで、必要不可欠な東西方向の骨格軸である (一) 福井森田丸岡線は、福井港丸岡インター連絡道路への1次アクセス道路として一体的に整備することが求められている
田園地域における 都市的土地利用の適正な管理	人口減少社会が進む中でも、持続的に発展するコンパクトなまちづくりを進める必要があり、既存市街地への都市機能、都市的土地利用の集約化を進める観点や、営農環境と田園景観を保全する観点、非効率で後追いの公共投資を防止する観点から、特に農業振興地域の白地地域での都市的土地利用の適正な管理が重要となっている

- ・福井県などの関係機関や、庁内での連携を強化し、重点施策に一体的・総合的に取り組むことにより、その他の関連施策への取り組みの波及を図り、効果的にまちづくりを進めるものとします。

- ・今後とも福井県などの関係機関と密接に連携し、新たな東西軸、南北軸として整備を促進します。
- ・幹線道路としての走行性や良好な環境を確保するため、道路中心線から両側 300 mの範囲は、特定用途制限地域により沿線の土地利用を適正に規制・誘導します。

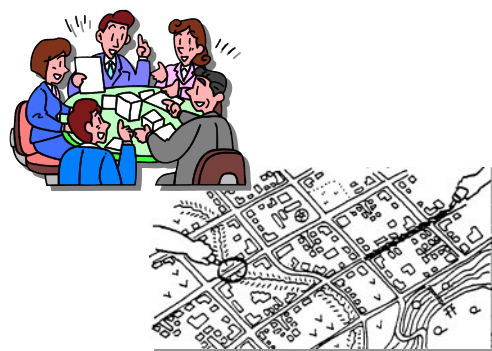


●福井港丸岡インター連絡道路、(一) 福井森田丸岡線の整備イメージ

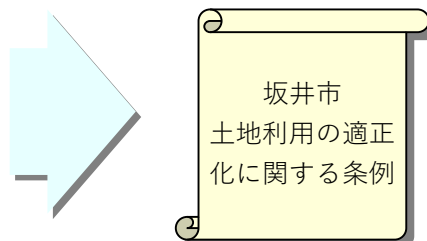
(2) 田園地域における都市的土地利用の適正な管理

1) 地域主体のまちづくり計画・ルールづくり

- ・地域の環境特性を踏まえた秩序ある土地利用を実現するため、地域住民自身が自治会レベルでまちづくりの将来像を描き、土地利用についてもビジョンを共有し、その実現に向けたルールづくりに取り組むことが重要です。
- ・市は、地域住民による主体的できめ細かな土地利用の将来ビジョンづくりを積極的に支援し、都市計画マスタープランの土地利用方針への適合を働きかけます。また、ビジョン実現に向け、専門家の派遣や検討調査への財政的助成などの支援策を整え、地区計画や建築協定など住民間のルールづくりを促進します。
- ・都市レベルでの詳細な土地利用誘導に対する市民の理解が得られる場合には、市街地周辺等の居住環境の保全を図るべき地域などについて、特定用途制限地域等の指定を検討します。
- ・秩序ある土地利用の重要性に対する市民の理解が深まった段階で、土地利用の適正化に関する条例化等のより強力なツールを導入することも考えられます。



地域で話し合っ秩序ある土地利用の重要性を理解、地域の土地利用に関する合意を形成



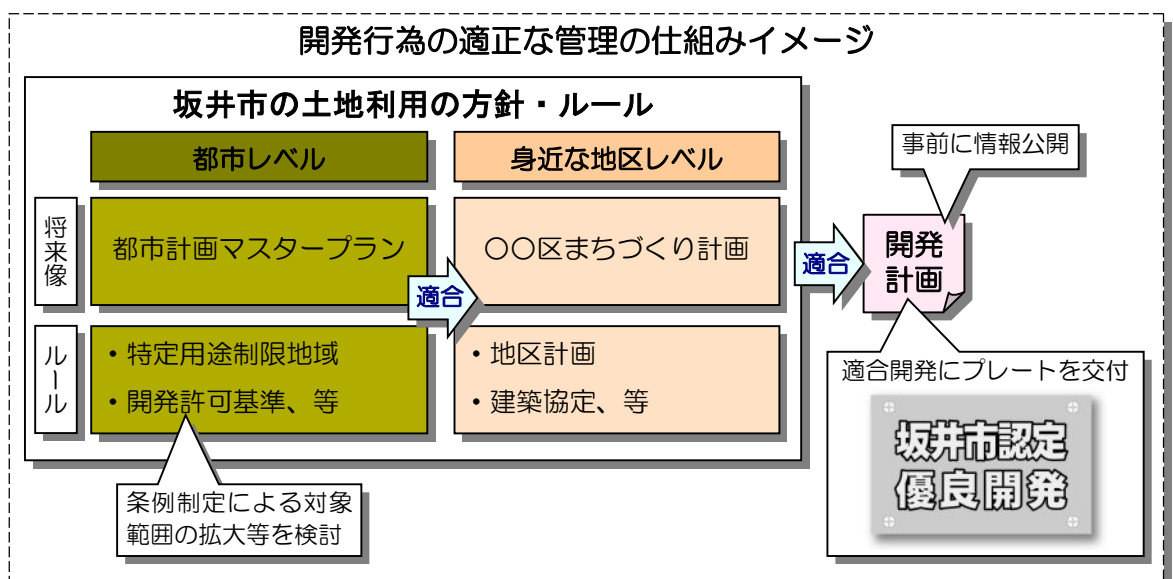
郊外部の開発誘導に対する市民全体の合意が得られた段階で条例を制定

2) 優良農地の保全

- ・地域農業の発展を図る観点から、また、農業集落における生活環境等の維持・向上にも配慮して、集団的な優良な農地を保全しつつ、農業の担い手への農地の集約化等に支障を生じさせるような農用地区域の除外は抑制します。
- ・農用地区域の除外の適否を判断する際には、集団的な優良農地であることが阻害されないよう、周辺区域の土地利用の状況からみて当該変更の用途に供することが適当であること、農用地区域からの除外の規模が過大でないこと、除外された区域の土地が農用地の集団化、農作業の効率化等に支障を及ぼす恐れがないこと等を確認します。

3) 開発行為の適正な管理

- ・ 現行の制度では、小規模（3,000 m²未満）な開発行為は、許可制度の対象とならず、宅地開発水準の誘導が困難な状況にあります。
- ・ 開発許可の事務処理は坂井市が行うため、小規模開発も許可制度の対象とする条例、または、小規模開発は計画内容を事前に市に届出して協議を行うことを義務付ける条例の制定など、坂井市の実情にあわせた開発行為の適正な管理の方策を検討します。
- ・ あわせて、開発行為の立地や敷地面積の最低規模、公園の配置等に関して、本市の実情に応じた開発許可の基準を策定することを検討します。
- ・ 事前に、開発予定地の周辺住民を対象に、開発事業者が開発計画の事前説明会を開催したり、市のホームページで開発計画の位置等を閲覧できるようにするなど、市民がまちづくりの情報を入手しやすい環境の整備を検討します。
- ・ 周辺環境と調和し、地域住民に歓迎される開発となるように適正に管理するため、開発行為の内容が、身近なまちづくり計画に適合することを担保する仕組みを検討します。



4) 開発業者への指導

- ・ 市及び地域のまちづくりの方針、ルールに即した開発誘導の実効性を高めるため、開発業者を対象とした研修プログラムを定期的実施し、まちづくりの方針、ルールの理解促進を図ります。
- ・ 研修プログラムに参加した事業者には、企業イメージの向上などに結びつく参加認定証を交付するなど、研修プログラム参加が動機付けられる仕組みを検討します。

5) 市内体制の確立

- ・ 田園地域において散発的な宅地開発が行われてきた背景には、低廉な宅地に対する需要と農地所有者の営農意欲の低下があります。
- ・ 今後の世帯数推移の予測、街なか居住施策の展開を踏まえると、宅地需要は落ち着いていくと考えられますが、農地所有者が抱える課題への対応策を検討しなければ、都市側からの施策の実効性が低いものとなる恐れがあります。
- ・ 都市と農村が一体となった土地利用コントロール、豊かで持続的な地域社会の実現に向けて、都市計画担当部局、企画担当部局、農業振興担当部局など関係各課が参画する横断的な取り組みにより、実効性の高い施策展開を検討します。
- ・ 都市住民やNPOの参画による農業農村環境の活用や地産地消の促進など、広がりや厚みのある施策を検討します。

6) 幹線道路沿線の都市的土地利用の適正な管理

- ・ 国道8号、(主)福井金津線及び(都)丸岡下兵庫線の沿線では、自動車利用の利便性を活かした商業施設等の立地が見られ、広域幹線道路としての走行性の低下や、景観面でのイメージの低下、周辺の営農環境の悪化が危惧されています。
- ・ 農業側として守るべき農地を明確にし、それらの保全を図るとともに、既に都市的な土地利用が行われている地区については、都市側と農業側との連携・調整を図りつつ、空き店舗・空き工場が発生した場合には、持続的な土地利用が行われるための仕組みについて検討します。
- ・ 農振白地地域となっている農地については、当該地区周辺の都市的土地利用の進展状況を考慮した上で、周辺の営農環境や沿線景観に配慮した開発となるように適正に管理します。

7) 開発済みの郊外住宅地の持続性確保

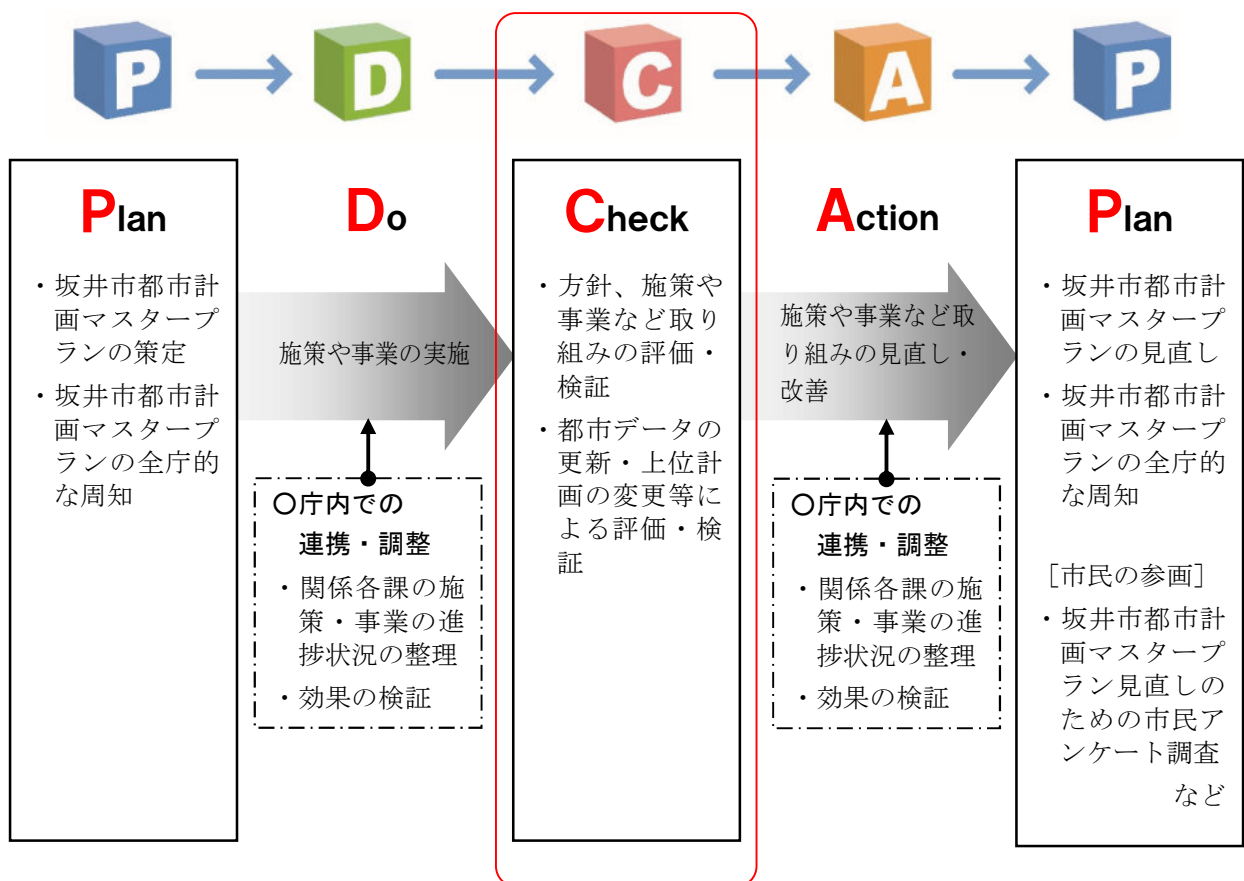
- ・ 既に開発済みの郊外住宅地の中には、立地条件や敷地規模等の面で、必ずしも田園地域にふさわしい居住環境が備わっておらず、次の世代への引継ぎがうまく行われない場合や、現在の住まい手が手放す際に新たな住まい手が見つからずに、空家、空地が続発する可能性があります。
- ・ 防犯、防災面や周辺の営農環境に大きな影響を及ぼす恐れがあるため、将来にわたって住まい手が確保されるように、虫食い状に発生する空地等に関する情報提供や斡旋のシステムを構築したり、空地を駐車場、家庭菜園、多目的広場等として利活用したり、敷地の統合、集約化により田園地域にふさわしいゆとりある居住環境を確保することが有効と考えられます。
- ・ 今後、空家、空地発生の進行具合や田園的環境での居住ニーズなど、坂井市の実情に応じた仕組みの研究に取り組みます。

3

マスタープランの着実な推進に向けて

(1) 計画の進行管理

- ・本計画は令和 12 年（2030 年）を目標年次としてまちづくりの方向性を示すものであり、今後の各種施策や事業は社会情勢などを踏まえつつ、都市計画マスタープランの達成状況について評価・検証を行い、庁内関係各課の連携・調整のもと、計画的かつ適切なPDCAサイクル^(※)によって「都市づくりの目標」の実現を目指します。
- ・都市計画マスタープランのチェック（C）に当たっては、計画が硬直化しないよう、都市データの更新や上位計画の変更等の視点も踏まえて評価・検証を行います。



(2) 都市計画マスタープランの見直し

- ・坂井市都市計画マスタープランは、現時点で将来を展望した都市づくりの方向性や今後取り組むべき都市づくりの施策を示しています。しかし、本市を取り巻く社会情勢は変化のスピードを増しており、都市計画マスタープラン策定の基礎となっている数値的根拠も時間とともに変化していきます。また、地方分権の進展、財政状況に応じて、都市基盤への投資配分も柔軟に対応しなくてはなりません。
- ・このため、都市づくりの目標や都市づくりの骨格となる取り組みは、今後も原則として継承しますが、都市計画マスタープランが実効性のあるプランとなるように、次の視点から見直しを行います。

1) 経年変化や施策の進捗状況に応じた見直し

- ・都市計画基礎調査では、最新の人口や産業、土地利用、開発状況、各種施策の進捗状況など、各種の都市データを整理し、これらの経年的な変化を分析しています。将来の人口や開発量などの予測は、これら数値の経年変化を根拠としていますので、数値データの更新とともに将来予測を見直します。
- ・また、本計画に位置づけた各種施策や、今後とも詳細な検討、調査を進めるべき事項などの進捗状況に応じ、次のステップを見据えたプランに見直していきます。

2) 上位計画等の変更に伴う見直し

- ・本計画は、坂井市総合計画や福井県が定めた嶺北北部都市計画区域マスタープランなど策定時点での上位計画を踏まえて策定しています。これら上位計画についても、社会・経済情勢の変化に応じて定期的に見直しがされます。
- ・このため、都市計画マスタープランについても、上位計画の見直し内容と十分な調整を図り、これら上位計画の改定に合わせた見直しを行います。

3) 地域主体のまちづくりと連動した見直し

- ・地域別まちづくり構想は、地域住民が中心となって、多様な主体との協働・連携によるまちづくりを進めるため、まちづくりの目標や具体的な取り組みなどを取りまとめています。
- ・このため、今後、地域住民の自立的な取り組みによって、地域のまちづくり活動が進んだ場合などにおいては、市全体の都市づくりの方針や具体的な施策・事業との調整を図りつつ、適切に地域別まちづくり構想を見直していきます。